

てんりゅうちくかっせいかけいかく  
天竜地区活性化計画



静岡県・浜松市

平成20年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	天竜地区活性化計画		
都道府県名	静岡県	市町村名	浜松市
		地区名	天竜地区
		計画期間	H20～H22

## 目標：

計画区域内の基幹産業である茶業の新たな取組として碾茶の加工施設を整備し、碾茶の生産を行うことにより、農業所得の向上や産地形成による地域ブランドの確立、耕作放棄地の発生防止等につながり、さらに中山間地が有する水源涵養、洪水防止等の多面的機能の維持が図られる。

静岡県では、「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」で都市と農村の共生・対流による生産活動や定住条件のための整備等を推進するとともに、「静岡県茶業振興基本計画」では、「売れるお茶」の生産・販売を主要な推進事項とし、中山間地域の特性を活かした栽培・加工方法の確立及び販売の推進を図っている。今回の碾茶加工施設整備は、これら県計画に合致したものであり、地域の茶業振興のモデルとして推進している。

本計画の推進により、農業経営の安定及び集落環境の改善を図り、担い手の確保や新規就農者の参入とともに、地域間交流イベントの実施、参画を行い、定住人口の減少の抑制(通常の予測では、平成23年4月は、34,243人のところを、34,539人に抑制)及び地域間交流の促進により地域活性化を図っていく。

【現状値】定住人口	37,191人	【目標値】定住人口	34,539人
交流人口	179万人／年間	交流人口	190万人／年間

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

天竜地区は、浜松市の北部、天竜川の中流域に位置し、天竜美林で有名な林業が盛んな地域である。

当地区の農業は、急峻な地形と山林に囲まれた自然条件下で行われている。農家の経営規模は零細で農業所得の確保が困難な状況にあり、担い手の減少、高齢化の進展により、農業生産力は弱まっている。

しかし、農家の長年の努力によって、山間地の特色を活かした茶の栽培を行っており、浜松市内の茶園面積1,069haのうち約7割の750haを占めており、茶生産の盛んな地域である。

また、豊かな自然環境を求めてやってくる観光交流客179万人を対象に、女性・高齢者グループが主体となり、道の駅、交流・販売施設を拠点に地域特産物の加工販売が行われている。

### 現状と課題

天竜地区の基幹産業である茶業は、荒茶価格の低迷や高齢化、担い手不足、さらには厳しい労働条件下にある中山間地域であるため、茶農家の生産意欲の衰退や耕作放棄地の増加が心配される。

また、経営面では採算が合わないため、二番茶以降の茶生産を行わない農家の増加に伴い、荒茶生産量や農業所得(荒茶販売価額)が減り続け、このままでは、当地区の農業全体の衰退と集落環境の悪化が懸念されている。

このような中で、「天竜碾茶研究会」が平成16年に設立され、煎茶に加え、多様化した消費への対応として、碾茶の生産及び製造、流通等について調査研究に取り組んできた。

その研究の結果、碾茶は煎茶よりも摘採期が遅く、労働力の分散を図ることができ、煎茶と碾茶の複合経営が可能であるとともに、煎茶と比べて収量が増加し、煎茶市場と競合することなく、安定した価格で取引される等の利点があることがわかり、当地区の茶産業の新たな展開が図られるものと期待される。

### 今後の展開方向等

碾茶加工施設の整備は、地区の基幹産業である茶業の新たな戦略の道筋を築くことにつながり、今まで煎茶のみを生産していた農家が、煎茶より高値で取り引きされる碾茶を生産することで、二番茶以降の生産が増加し、地区の農業所得の向上につながる。

また、煎茶と碾茶の摘採期の違いにより複合的経営が可能であることから、新たに茶園を借りて規模拡大する農家が増えることにより、耕作放棄地の防止につながり、中山間地の重要な役割である水源涵養、洪水防止等の多面的機能の維持等にもつながる。

静岡県西部地区では、初めての碾茶加工施設整備であるため、産地間競争の優位性が確保でき、地区内外の販売施設等と連携した産地形成を図り、「浜松市の碾茶」としての産地ブランドが確立できる。併せて天竜地区内の道の駅、グリーンツーリズム施設等での販売、加工も予定している。こうしたことから、農業経営及び集落環境が安定することにより、担い手や新規就農者の増加が期待され、定住人口の減少の抑制及び都市との地域間交流の促進が図られる。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
浜松市	天竜地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	農事組合法人天竜愛里ふぁーむ	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
浜松市	天竜地区	中山間地域等直接支払交付金	浜松市	
〃	〃	中山間地域農業振興整備事業	農事組合法人あぐりーふ龍山	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

天竜地区(静岡県浜松市)	区域面積	93,354ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積93,354haのうち、農林地面積は88,231ha(94.5%)を占めており、また、農林業従事者数も平成17年3月では人口39,060人のうち4,399人(11.3%)であり、農林業が重要な役割を担っている区域である。		
②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は、平成14年4月、40,876人であったが、平成19年4月では37,191人となり、5年間で3,685人(9.0%)減となっている。また、農林漁業者の高齢化や担い手不足から活性化のためには、基幹作物である茶を振興し、定住人口の減少の抑制を推進していくことが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域の人口密度は、39人/km <sup>2</sup> で、浜松市の人口密度543人/km <sup>2</sup> と比較して人口密度が低く、市街地を形成している区域及び都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれていない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地 (農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積 (m2)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

該 当 な し

(2)市民農園施設の規模その他の

整備計画	種別	備考									
建築物											
工作物											
計											

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">該 当 な し</p> </div>	
① 設定され、又は移転される地 による権利の存続期間に関する	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">該 当 な し</p> </div>	
② 設定され、又は移転される地 による権利の残存期間に関する		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画最終年度の翌年度4月に、浜松市の住民基本台帳及び外国人登録により定住人口の増減を把握するとともにし、交流人口については、静岡県実施の観光入込調査結果発表後に計画主体である浜松市と静岡県が目標の達成状況の検証を行う。